

**平成31年度予算
災害時に備えた地域における
エネルギー供給拠点の整備事業**

【 機動的燃料供給体制等構築支援事業 】

【 POS導入補助 】

申請者用手引書

一般社団法人 全国石油協会

2019年5月

目次

I. 事業目的及び概要	2
1. 事業内容(要旨)	
2. 予算額	
3. 補助率	
4. 補助対象設備	
5. 補助金交付限度額	
6. 申請期間	
7. 本事業の注意事項	
8. 申請から補助金交付までの流れ(フロー図)	
II. 申請要件	7
1. 申請者の要件(補助対象給油所の要件)	
2. 補助対象設備・補助対象経費	
3. 補助率・補助金交付限度額	
III. 補助金受給後に生じる義務	11
1. 財産管理	
2. 対象となる財産	
3. 処分制限期間	
4. 財産処分の定義	
5. 処分制限期間中の財産管理の方法	
6. 処分制限期間中の財産処分	
7. 法令順守の義務	
8. その他の注意事項	
IV. 申請の手続き	16
1. 申請期間	
2. 申請方法(提出書類)	
3. 申請及び発注等に関する注意事項	
V. 補助金の支払手続き	19
1. 実績報告書の提出	
2. 実績報告書の提出書類	
3. 実績報告及び支払等に関する注意事項	
4. 補助金支払請求書の提出	
VI. Q&A	22

I. 事業目的及び概要

1. 事業内容(要旨)

本事業は、災害時に地域の燃料供給拠点としての役割を果たす給油所のPOS導入を支援することで、災害時の石油製品の安定供給体制を構築することを目的に実施する事業です。

具体的には、POS本体・外設機・周辺機器等の機器を導入する際の設備購入費用の一部補助を行い、給油所の営業情報等の効率的な収集・発信体制の整備を図ります。

○本事業の申請に際しては、災害発生時の対応に関する要件について、補助金受給者は次の内容を遵守していただく義務が生じます。

申請時に次の内容について誓約書を提出していただきます。(P7「1.申請者の要件(補助対象給油所の要件)(2)」の①書面を承諾できる者となります。)

具体的には、補助金受給者は次の内容を遵守していただく義務が生じます。

【申請時】

- ・資源エネルギー庁の災害時情報収集システムに連絡先を登録すること。(「災害発生時の対応に関する誓約書(細則様式3)(別紙4)」で連絡先を2つ以上登録していただくことが条件です。)

【災害時】

- ・給油所設備の損傷や従業員の負傷等により事業継続が困難になった場合を除き、地域住民や被災者等に給油を継続すること。
- ・資源エネルギー庁に対し、「災害時情報収集システム」により、速やかに被害状況等の報告を行い、営業可能である場合は、申請給油所に関する基礎情報を公表することに承諾すること。

【平時】

- ・災害時情報収集システムにアクセスして初期登録すること。
- ・資源エネルギー庁が実施する「災害時情報収集システム」の報告訓練へ参加すること。

※詳細内容は、「災害発生時の対応に関する誓約書(細則様式3)(別紙4)」となりますのでご確認ください。

※当該誓約書の遵守期間は、補助金の受給時から始まり終了時期の設定はありません。

…「P14(7. 法令順守の義務)」に記載してありますのでご確認ください。

2. 予算額(国庫補助金)

58.1億円

3. 補助率

補助対象経費の1/2

※予算を超過した場合は1/2以下に按分

4. 補助対象設備

POSシステム

※申請要件(資格要件)については、「P7」に記載してありますのでご確認ください。

※補助対象経費や条件等については、「P8」に記載してありますのでご確認ください。

5. 補助金交付限度額

	補助金交付限度額
1 給油所あたり	300万円 (予算を超過した場合は、300万円以下に按分)
1 企業あたり	2,000万円 (予算を超過した場合は、2,000万円以下に按分)

※1企業で複数給油所を申請することは可能ですが、その場合の補助金交付限度額は2,000万円が上限です。2,000万円を超える複数給油所を申請されても、1給油所あたりの補助金交付額を金額按分で減額して2,000万円としますので、適正な申請件数で提出するように配慮ください。(2,000万円を超えた時点で、何件申請されても1給油所あたりの補助金交付額が変動するだけです。)

6. 申請期間

申請期間
2019年5月27日 ~ 2019年7月8日(協会到着日)

※1給油所につき1回のみの申請です。

※受付期間終了後、予算の範囲内で順次交付決定を行います。

※予算を超える申請があった場合は、その受付期間中の全ての申請者を対象に予算の範囲で、補助率を1/2以下に按分して交付決定します。

※多数の申請があった場合は、交付決定までに時間を要することがありますので、ご承知置きください。

※予算を超える申請があった場合は、その受付期間中の全ての申請案件の交付決定額を確定して超過金額分を算出し、予算の範囲内に按分する必要があるため、交付決定までに時間を要します。

7. 本事業の注意事項

○申請者資格は、申請時点の要件だけでなく、補助事業実施期間中においても要件を満たしておく必要があります。万が一、補助事業実施期間中に申請資格要件を満たさなくなった場合は、申請の取消し補助金返還が必要になる可能性がありますのでご注意ください。

※申請者資格要件の補助事業実施期間中の考え方については、「P14(7. 法令順守の義務)」に記載してありますのでご確認ください。

○補助金交付前、交付後に関わらず、会社の合併、統合、名称変更、代表者変更等があるときは、必ず協会に対して報告してください。

○補助事業者による事業内容の虚偽申請、補助金等の重複受給、その他補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（以下、「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令、業務方法書及び交付決定の際に付した条件に関する違反が判明した場合、次の措置が講じられることとなります。

- ・ 交付決定の取消、補助金等の返還及び加算金の納付
- ・ 適正化法第 29 条から第 32 条までの規程による罰則
- ・ 相当の期間補助金等の全部又は一部の交付決定の不実施
- ・ 補助事業者等の名称及び不正の内容の公表

○申請書提出後に本会から送付する「交付決定通知書」の日付以降に発注・契約する設置設備が対象です。既に設置しているものや「交付決定通知書」の日付より前に発注・契約しているものは対象となりません。

○予算を超える申請があった場合は、その受付期間中の全ての申請者を対象に予算の範囲で、補助率1/2以下に按分して交付決定します。

○1 給油所につき1回のみ申請です。

○交付決定通知書の発行は、申請の受付期間終了後に行います。多数の申請があった場合は、交付決定まで時間を要することがありますのでご了承ください。

○提出書類に不備や不足が無い申請を優先的に確定して交付決定いたします。(不備や不足がある申請については、その連絡を行うまでに大幅に時間を要することとなり、交付決定までに大幅な時間を要することになることをご承知置きください。)

○予算を超える申請があった場合は、その受付期間中の全ての申請案件の交付決定額を確定して超過金額分を算出し、予算の範囲内に按分する必要があるため、交付決定までに時間を要します。

○補助事業に係る経理について、次の通りしておく必要があります。

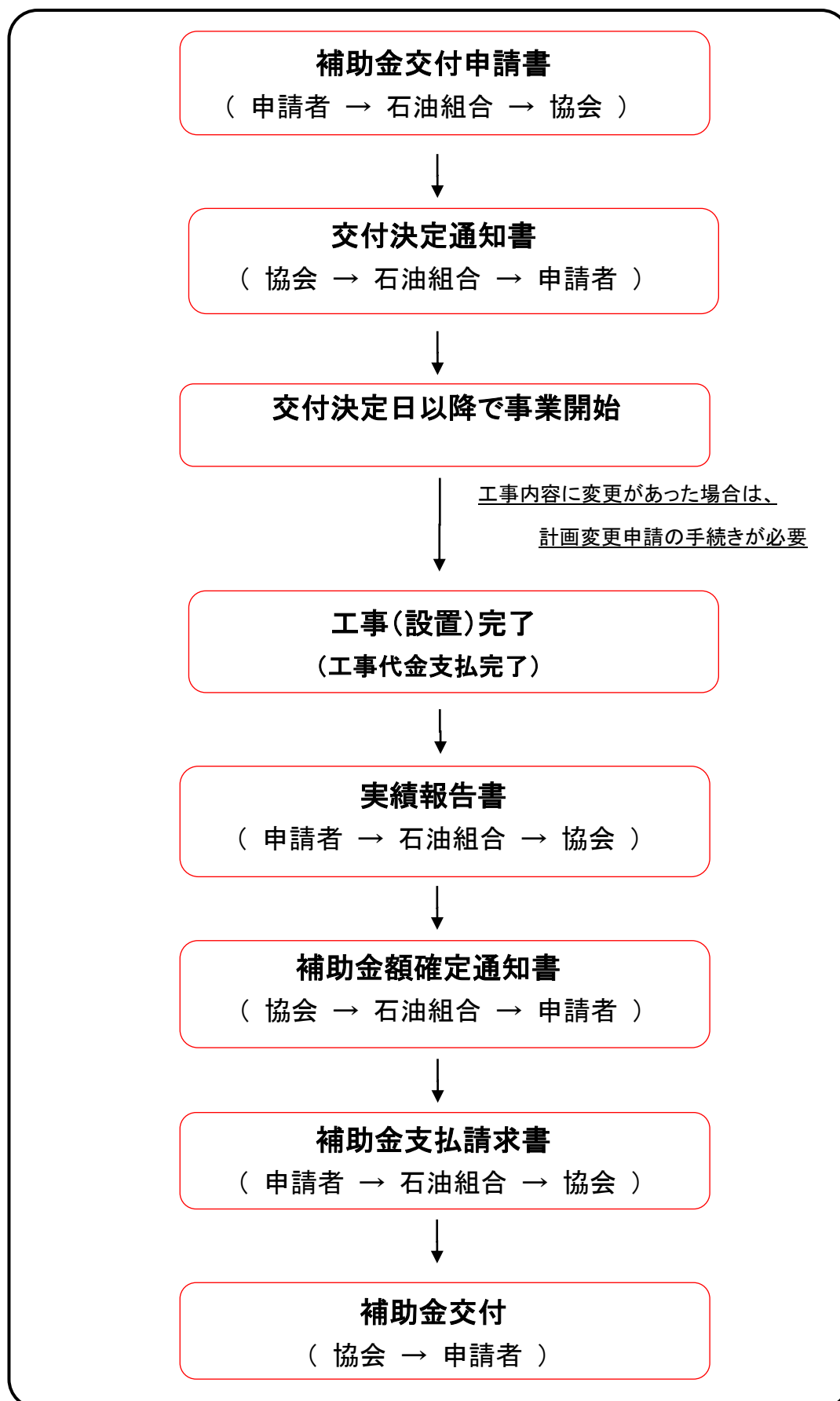
- ・補助金以外の経理と明確に区別し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくこと。
- ・当該会計帳簿及び収支に関する証拠書類(補助金申請手続きに係る全ての書類含む)について、補助事業完了の日の属する会計年度(4月1日～3月31日)の終了後5年間保存しておくこと。
- ・当該証拠書類について、協会や国から要求があった時は、いつでも提供・閲覧できるようにしておくこと。

○本補助金の交付を受けて設置する設備(消費税抜きの取得単価50万円以上)については、財産管理を行う必要があります。(取得単価は補助金受給額ではありません。)処分制限期間中に対象設備を処分する場合、補助金の返還が必要です。

○平成29年度の予算執行から、経済産業省の全ての補助金について、間接補助金等の情報を法人インフォメーション(※)に原則掲載することとなります。当事業に係る補助金の交付決定等に関する情報等(交付決定日(採択日)、交付決定先(採択先)、法人番号、交付決定額等)についても、法人インフォメーションに掲載されることとなりますのでご承知置きください。

(※)法人インフォメーションとは、法人番号の開始に伴い、政府のIT戦略である「世界最先端IT国家創造宣言」(閣議決定)に基づき運用している情報提供サイトであり、法人が政府より受けた補助金や表彰、許認可等の法人活動情報を掲載しています。<http://hojin-info.go.jp/hojin/TopPage>

8. 申請から補助金交付までの流れ(フロー図)



Ⅱ. 申請要件

1. 申請者の要件(補助対象給油所の要件)

本事業を申請できる者は、申請時に品質確保法第3条に基づく登録を受けている揮発油販売業者が運営する給油所に、下記「2. 補助対象設備・補助対象経費」の①～③の補助対象設備を設置しようとする当該揮発油販売業者の運営者又は当該揮発油販売業者が運営している給油所に貸与している者(以下、所有者という。)であって、以下(1)(2)の要件に該当若しくは承諾できる者となります。

(1) 次の①～③の法令違反等の事項に該当しない者

①申請資格に関する事項

→ 申請資格に関する誓約書(細則様式1)([別紙1](#))をご確認ください。

②暴力団排除に関する事項

→ 暴力団排除に関する誓約書(細則様式1の別紙)([別紙2](#))をご確認ください。

③上記①②に該当しない者であることに関する役員名簿

→ 役員名簿(国の指定様式)([別紙3](#))をご確認ください。

※別紙は協会ホームページよりダウンロードしてください。

(2) 災害発生時の対応に関する要件について、次の①の誓約書を承諾できる者

①災害発生時に「被害状況の報告を行う」「できる限りの給油の継続を行う」等の対応について、「災害発生時の対応に関する誓約書(細則様式3)([別紙4](#))」を提出すること
→ 誓約に反した場合は、補助金の返還対象となりますので、十分に趣旨をご理解のうえ申請ください。

※別紙は協会ホームページよりダウンロードしてください。

※詳細内容は、「災害発生時の対応に関する誓約書(細則様式3)([別紙4](#))」となりますのでご確認ください。

○ 災害発生時に営業可能である場合は、給油所の基礎情報(運営会社・給油所名・電話番号・住所等)を公表することに承諾できることが条件です。

○ メールアドレスを登録できない者は、申請することはできません。

2. 補助対象設備・補助対象経費

補助対象設備及び補助対象経費は下表の通りです。

補助対象設備(※1)	条件等(※2)
①POS本体	<p>①～③は、機器(ハード)のみに限る。</p> <p>②③も補助対象とし、②③のみの申請も補助対象とする。 (但し、POS本体に連動していない外設機並びにハンディ・タブレット端末(ICカードリーダーに係るハンディ・タブレット端末を除く)は補助対象外。)</p> <p>①は、既存の台数以下に限る。(但し②③の増設については限らない。)</p> <p>①～③は、未設置の給油所も補助対象とする。</p>
②外設機 (釣銭機・精算機含む)	
③周辺機器 (ICカードリーダー・ SSC・付属機器等)	

※1 補助対象設備①～③をそれぞれ単独で申請すること、又は複数設備を申請することも対象です。

※1 改正割賦販売法対応用のICカードリーダー設置に係る申請は、「③周辺機器のICカードリーダー」に該当します。

※1 中古品も対象です。

※2 共通条件として、設置して稼働できる申請に限ります。(単なる購入は不可。)

補助対象設備(※1)	補助対象経費
上記①～③の全て	<ul style="list-style-type: none"> ・本体購入費 ・設置工事費(設置のために必要な既存設備の撤去費・処分費含む) ・消防納付金(消防手続費は補助対象外) <p>※諸経費、一般管理費、消防手続費、消費税等は補助対象外です。</p>

3. 補助率・補助金交付限度額

補助率及び補助金交付限度額は下表の通りです。

補助対象設備	補助率(※1)	補助金交付限度額(※2)
①POS本体	1/2 予算を超過した場合は、 1/2以下に按分	300万円 予算を超過した場合は、 300万円以下に按分
②外設機 (釣銭機・精算機含む)		
③周辺機器 (ICカードリーダー・ SSC・付属機器等)		

	補助金交付限度額(※2)
1 給油所あたり	300万円 予算を超過した場合は、300万円以下に按分
1 企業あたり	2,000万円 予算を超過した場合は、2,000万円以下に按分

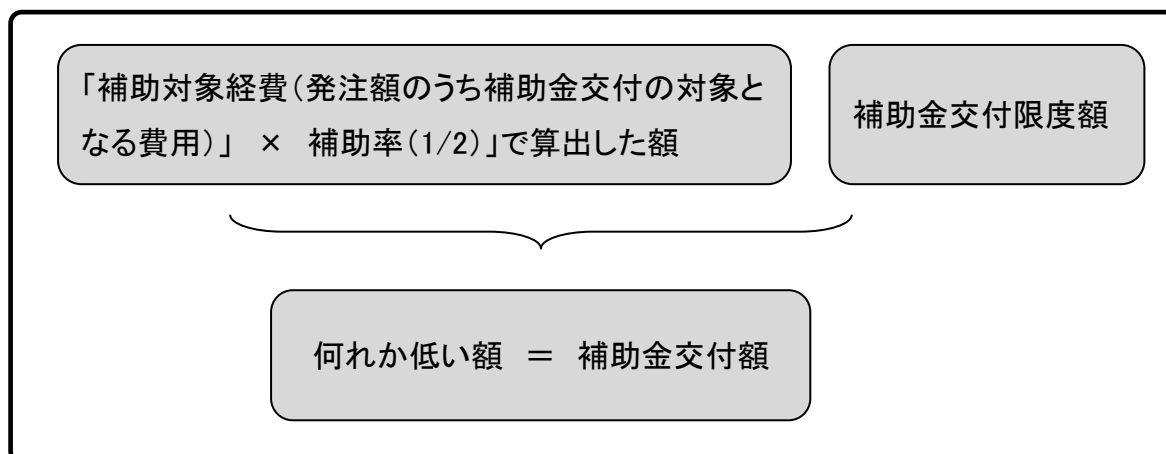
※1 予算を超える申請があった場合は、その受付期間中の全ての申請者を対象に、予算の範囲内で補助率1/2以下に按分して交付決定します。

※2 補助対象設備①～③のそれぞれで補助金交付限度額の設定はありません。(全体で補助金交付限度額が1給油所あたり300万円です。)

※2 1企業で複数給油所を申請することは可能ですが、その場合の補助金交付限度額は2,000万円が上限です。2,000万円を超える複数給油所を申請されても、1給油所あたりの補助金交付額を金額按分で減額して2,000万円としますので、適正な申請件数で提出するように配慮ください。(2,000万円を超えた時点で、何件申請されても1給油所あたりの補助金交付額が変動するだけです。)

※2 品質確保法第3条に基づく登録を受けている揮発油販売業者が、申請給油所によって運営者又は所有者が補助金受給者となる場合は、その合計額は2,000万円が上限です。

○補助金額の算出方法(補助率を1/2とした場合)



具体例①

- ・事業総額 900 万円(うち補助対象経費 750 万円)
 - ・補助率1/2
 - ・補助金交付限度額 300 万円
 - ・補助対象経費の合計額 750 万円
- 補助対象経費 750 万円 × 1/2 = 375 万円
- ∴ 補助金交付額は、限度額を超えているため 300 万円を採用

具体例②

- ・事業総額 220 万円 (うち補助対象経費 220 万円)
 - ・補助率1/2
 - ・補助金交付限度額 300 万円
 - ・補助対象経費の合計額 220 万円
- 補助対象経費 220 万円 × 1/2 = 110 万円
- ∴ 補助金交付額は、補助率1/2で算出した額である 110 万円を採用

Ⅲ. 補助金受給後に生じる義務

- 補助金の返還に関する重要なことを記載しています。
- 申請者の方は、以下の点を必ずご確認ください。

1. 財産管理

本事業は、設備本体に対して補助金が交付されるため、申請者(補助金受給者)は下記の財産管理を行う義務が生じます。適切・確実な財産管理を行うとともに、実績報告書の提出時には「取得財産等管理明細表(様式地エネ第18号)」を必ず添付してください。

2. 対象となる財産

取得価格が単価50万円(消費税抜き)以上の設備

3. 処分制限期間

【新品の場合】

補助対象設備名	処分制限期間
POSシステム	5年

【中古の場合】 ※国税庁ホームページより

経過年数	処分制限期間
・上記「新品」の処分制限期間の全てを経過している場合	「新品の処分制限期間×20%」の期間
・上記「新品」の処分制限期間の一部を経過している場合	「(新品の処分制限期間－経過年数) ＋(経過年数×20%)」の期間

○算出した年数に1年未満の端数があるときは、端数は切り捨てます。

○算出した年数が2年に満たない場合は、2年とします。

<計算例>

新品の処分制限期間:5年(経過年数:3年の場合)

$(5年 - 3年) + (3年 \times 20\%) = 2.6年 \rightarrow \underline{2年}$ (端数切り捨て)

(注意)

○「処分制限期間」は、補助事業上の処分制限期間を示しているもので、取得した財産を償却する際の法定耐用年数を示しているものではありません。

○補助事業に係る経理について、次の通りしておく必要があります。

- ・補助金以外の経理と明確に区別し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくこと。
- ・当該会計帳簿及び収支に関する証拠書類(補助金申請手続きに係る全ての書類含む)について、補助事業完了の日の属する会計年度(4月1日～3月31日)の終了後5年間保存しておくこと。
- ・当該証拠書類について、協会や国から要求があった時は、いつでも提供・閲覧できるようにしておくこと。

○国の補助金で実施していますので、所得税法第42条及び法人税法第42条に規定する国庫補助金等に該当します。したがって、当該補助金を補助金の交付の目的に適合した固定資産の取得又は改良に充てた場合には、所得税法第42条又は法人税法第42条の規定を適用することができます。

○処分制限期間中に、何らかの理由により補助金を受給した設置設備を処分しなければならない場合、受給した補助金の一部又は全部の返還が必要となりますので、ご注意ください。

4. 財産処分の定義

○補助事業上の財産の「処分」とは次のものをいいます。

処分方法	処分内容
転用	取得した設備・機器の所有者の変更を伴わない目的外使用
譲渡	取得した設備・機器の所有者の変更

交換	取得した設備・機器と他人の所有する他の財産との交換
貸付け	取得した設備・機器の所有者の変更を伴わない使用者の変更
担保に供する処分	取得した設備・機器に対する抵当権、その他の担保権の設定
取壊し	取得した設備・機器の使用を止め、取り壊すこと
廃棄	取得した設備・機器の使用を止め、廃棄処分すること

5. 処分制限期間中の財産管理の方法

- 「取得財産等管理台帳(様式地エネ第17号)」を作成し、申請者自身で管理する。
- 「取得財産等管理明細表(様式地エネ第18号)」を作成し、毎年度更新する。
- 設備設置後、処分制限期間が終了するまでの間、2年に1回の年度末までに、設置設備に係る「償却資産申告書(償却資産課税台帳)写し」、又は固定資産台帳(固定資産減価償却台帳)写し等、及び「取得財産等管理明細表(様式地エネ第18号)」を協会に提出する。

6. 処分制限期間中の財産処分

- 処分制限期間中は、取得した設置設備を協会の許可なく「処分」することはできません。
- やむを得ず処分しなければならない場合は、事前に協会に対し「処分承認手続き」が必要になります。
- 但し、協会の処分承認を得て処分する場合でも、国の規定に基づき受給した補助金の一部又は全部の返還が必要です。
- 万一、協会の許可なく処分してしまった場合は「交付決定取消し」となり、受給した補助金に国の規定に基づく「加算金」を加えた額を国に返還しなければなりません。
- 過去の補助事業(経営安定化促進支援事業・生産性向上促進支援事業)でPOSを導入した給油所が今回申請する場合で、処分制限期間を経過していない場合は残存期間分の補助金返還が必要になります。

7. 法令順守の義務

申請者資格は、申請時点の要件だけでなく、補助事業実施期間中においても要件を満たしておく必要があります。万一、補助事業実施期間中に申請資格者要件を満たさなくなった場合は、補助金交付前であれば申請の取消し、補助金交付後であれば申請の取消し及び補助金返還が必要になる可能性がありますのでご注意ください。

	申請者資格要件に係る 補助事業実施期間(※1)
P7「1. 申請者の要件（補助対象給油所の要件）（1）①～③」について ※「申請資格に関する誓約書」の事項	申請時～補助金を受給した 会計年度が終了するまで
P7「品質確保法第3条に基づく登録を受けている揮発油販売業者が運営する給油所」について	申請時～補助金の受給時まで
P7「1. 申請者の要件（補助対象給油所の要件）（2）①」について ※「災害発生時の対応に関する誓約書」の事項	期間の設定はありません（永年）

※1 業務方法書第20条第7項及び第8項等に基づく。

8. その他の注意事項

発注先が申請者自身である場合（自社調達を行う場合）は、国の定める「補助事業事務処理マニュアル」に基づき、次の通り「利益排除」を行うこととなります。

【補助事業における自社調達を行う場合の利益等排除の考え方】

補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達等に係る経費がある場合、補助対象経費の実績額の中に補助事業者自身の利益が含まれることは、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられます。このため、補助事業者自身から調達等を行う場合は、原価（当該調達品の製造原価など※）をもって補助対象経費に計上します。

※補助事業者の業種等により製造原価を算出することが困難である場合は、他の合理的な説明をもって原価として認める場合があります。

記入例

捨印

(様式地エネ第18号)

地域エネルギー供給拠点整備補助事業 取得財産等管理明細表(2019年度)

交付承認番号 _____ 号
住 所 _____
氏名又は名称 (補助金受給者) _____
及び代表者名 _____ 印
電話番号 _____ 担当者

区 分	イ			
財 産 名	POSシステム			
規 格	○○○○	・ 設備の型式番号・又は設備名称を記載する		
数 量	一式			
単 価	○○○○○○○円	・ 補助金額を記載するのではなく、税抜きの取得価格を記載する ・ 単価と金額は同額を記載する		
金 額	○○○○○○○円			
取得年月日	○○○○年○月○日			
耐用年数	5 年			
保管場所	○○給油所	・ 申請給油所名を記載する		
補 助 率	1/2以下			
備 考	設置費込み			

- (注) 1. 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が業務方法書第23条第1項に定める処分制限額以上の財産とする。
 2. 財産名の区分は、(イ)POSシステム とする。
 3. 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は、分割して記載すること。
 4. 取得年月日は、検収年月日を記載する。

IV . 申請の手続き

1. 申請期間

申請受付を、次の通り行います。

申請期間
2019年5月27日 ~ 7月8日（協会到着日）

※多数の申請があった場合は、交付決定までに時間を要することがありますので、ご承知置きください。

※提出書類に不備や不足が無い申請を優先的に確定して交付決定いたします。（不備や不足がある申請については、その連絡を行うまでに大幅に時間を要することとなり、交付決定までに大幅な時間を要することになることをご承知置きください。）

※予算を超える申請があった場合は、その受付期間中の全ての申請案件の交付決定額を確定して超過金額分を算出し、予算の範囲内に按分する必要があるため、交付決定までに時間を要します。

2. 申請方法(提出書類)

補助金申請をするときは、交付申請書に以下の書類を添付して、石油組合または協会に提出してください。

※様式書類及び別紙は協会ホームページよりダウンロードしてください。

○補助金交付申請書([様式地エネ第1号](#))

※法人の場合は、法人番号がわかる検索結果等の書類を交付申請書に添付する

○申請資格に関する誓約書(細則様式1)([別紙1](#))

○暴力団排除に関する誓約書(細則様式1の別紙)([別紙2](#))

○役員等名簿(国の指定様式)([別紙3](#))

※個人事業者の場合は、本人を記載する

※法人の場合は、商業登記簿謄本の「役員に関する事項」の役員を記載する

※運営者と所有者が相違する場合は、補助金受給者の役員名簿を提出する

○災害発生時の対応に関する誓約書(細則様式3)([別紙4](#))

○取得財産等の管理・処分に関する誓約書(細則様式2)([別紙5](#))

○見積書写し(2業者以上の競争見積もり)

※随意である場合は、その選定理由書を提出する(事前に協会宛てに届出ているものに限る)

※改正割賦販売法対応のICカードリーダー等を申請する者は、現行POS設備のメーカー等の1社のみ提出とする(選定理由書も不要)

○申請給油所の日付入り写真

※給油所の全景写真、現況設備(入換設備)の写真、設置予定箇所の写真

○申請給油所の平面図

※現況設備(入換設備)、設置予定箇所がわかるように記載する

○申請給油所の運営者と所有者が相違する場合で、所有者が補助金受給者となる場合は、次の何れかの書類

①当事者間で締結している「申請給油所の賃貸借契約書等写し」

②申請給油所の「建物の不動産登記簿謄本写し」

③申請給油所の「建物の固定資産評価証明書写し」

○その他協会が必要に応じ要請する書類

3. 申請及び発注等に関する注意事項

○申請は給油所ごとに行い、申請回数は給油所ごとに1回限りとします。

○複数給油所を申請される場合は、所轄の石油組合宛てに申請給油所分を一括して提出してください。(複数の石油組合に跨る場合は、対象となる石油組合宛てに対象となる申請給油所分の申請書類を、それぞれ提出してください。)

○取得した見積業者の中から最も安価な業者に発注してください。

但し、発注先が申請者自身である場合は、国の定める「補助事業事務処理マニュアル」に基づき「利益排除」を行うこととなります。

※利益排除については、「P14」に記載してありますのでご確認ください。

○申請段階では発注・契約は行わないでください。

※審査が終了して補助金の交付を決定した場合は、協会より「交付決定通知書」を発行いたしますので、交付決定通知書受理後に発注・契約し、設置工事を開始してください。

※交付決定通知書受理前に受発注・契約または設置工事を開始した場合は、補助金のお支払いができなくなりますので十分ご注意ください。

○本事業は、新たに買換えで設置する設備に対して補助金を交付する事業ですので、リースにより導入する場合は対象となりません。

○申請の受付期間内に予算を超える申請があった場合は、補助率1/2以下に按分して交付決定します。

○交付決定通知書の発行は、申請の受付期間終了後に行います。多数の申請があった場合は、交付決定まで時間を要することがありますのでご了承ください。

○提出書類に不備や不足が無い申請を優先的に確定して交付決定いたします。(不備や不足がある申請については、その連絡を行うまでに大幅に時間を要することとなり、交付決定までに大幅な時間を要することになることをご承知置きください。)

○予算を超える申請があった場合は、その受付期間中の全ての申請案件の交付決定額を確定して超過金額分を算出し、予算の範囲内に按分する必要があるため、交付決定までに時間を要します。

V . 補助金の支払手続き

1. 実績報告書の提出

全ての設置工事が終了し、設置工事に係る代金の支払いが完了した場合は、次の期間内までに実績報告書を提出いただきます。

○補助事業完了後、原則30日以内に提出

○最終提出期限は、2020年2月10日(協会到着日)まで(※1)(※2)(※3)

※1 最終提出期限までに提出してください(厳守)。

※2 最終提出期限を過ぎた場合、補助金のお支払いができなくなることがありますので十分ご注意ください。

※3 原則、期限延長はできません。国の了解が得られれば延長できる可能性はありますが確約はできません。

2. 実績報告書の提出書類

実績報告を行うときは、実績報告書に以下の書類を添付して、石油組合または協会に提出してください。

※様式書類は協会ホームページよりダウンロードしてください。

○実績報告書([様式地エネ第10号](#))

○「注文書写し」及び「注文請書写し」または「契約書写し」

※事前に協会宛てに届出ているものに限り、「注文請書写し」の代わりに「売約証写し」

○施工業者が発行した「請求書写し」

○「金融機関振込依頼書(金融機関受付印のあるもの)写し」

※補助事業において、支払実績の確認は肝となる部分になります。

代金の支払いは、金融機関窓口での振込みでお願いします。

※やむを得ずPCから振込みで行った場合は、次の何れかの書類。

- ①「振込みの受付書類」及び「振込みの送金結果(振込日以降の日付であるもの)」
- ②「振込みの受付書類」及び「通帳表紙と取引部分のページ写し(当座支払いであれば、金融機関から送られてくる当座勘定照合明細書写し)」

※やむを得ず小切手払いで行った場合は、「小切手の半券写し」及び「金融機関から送られてくる当座勘定照合明細書写し」。

※現金払い及び約束手形の支払いはお止めください。(補助金のお支払いができなくなる場合があります。)

○設置した設備の日付入り写真(給油所の全景写真、設置した設備の写真)

※設置した設備の写真は、「設置前・撤去中・設置中・設置後」の形で提出する

※改正割賦販売法対応用のICカードリーダー等を申請する者にあつては、設置した設備の写真に代わり、次の何れかの書類でも提出可能とする

- ①設置業者又は発注先からの「納品書写し」
- ②設置業者又は発注先からの「検収証写し」
- ③設置業者又は発注先からの「作業報告書写し」

○消防申請がある場合は次の書類

- ①「変更許可申請書写し」(消防の受付印があるもの)
- ②「許可証写し」
- ③「完成検査申請書写し」(消防の受付印があるもの)
- ④「完成検査済証写し」

※仮使用承認申請の消防納付金が補助対象経費にある場合は、上記①～④に加えて次の書類

- ⑤「仮使用承認申請書写し」(消防の受付印があるもの)
- ⑥「仮使用承認証写し」

○消防届出がある場合は、「軽微な変更届出書写し」

○取得財産等管理明細表([様式地エネ第18号](#))

※なお改正割賦販売法対応用のICカードリーダー等を申請する者にあつては、1個あたりの取得価格が単価50万円(消費税抜き)未満であるため、提出は不要になります。

○その他協会が必要に応じ要請する書類

3. 実績報告及び支払等に関する注意事項

○協会から申請者への補助金のお支払いは、実績報告書及び添付書類で申請給油所の要件や代金支払い等の確認を行い、最終的な補助金額をお知らせする「額の確定通知書」を送付します。

○申請内容と相違する実績内容であった場合、補助対象要件等を満たしていない場合は、補助金のお支払いができません。

○補助金額の確定は、施工業者への支払実績に基づき確定します。

※支払実績に基づく確定となるため、一旦全額を負担する必要があります。

※金融機関への払込み手続において代金支払額から送金手数料を差し引いた場合、値引きの場合は、補助金の額が減額となります。

4. 補助金支払請求書の提出

協会より送付された「額の確定通知書」の金額を確認し、補助金支払請求書に必要事項を記載のうえ、石油組合または協会に提出してください。

※様式書類は協会ホームページよりダウンロードしてください。

○補助金支払請求書 [\(様式地エネ第16号\)](#)

※補助金のお支払いは、概ね補助金支払請求書が提出された月の翌月末日を目途に送金する見込みです。(最終的な補助金額をお知らせする「額の確定通知書」を送付した月の翌月末日を目途に送金する見込みです。)

※但し、第1回目の補助金のお支払いは、2019年11月下旬以降(予定)となりますので、ご承知置きください。

VI . Q & A

Q1. 【 リース物件 】

リース契約により設置する設備も補助対象となりますか？

A1. リース物件は補助対象にはなりません。

本事業は、買取りで設置した場合のみが補助対象です。設備設置後、費用一式を支払い、その後協会から補助金を受給することとなります。

Q2. 【 中古物件 】

中古品を設置する場合、2社以上の見積書はどうすれば良いでしょうか？

A2. 中古品であっても、2社以上の見積書は必要です。

しかしながら、同条件の複数見積もりの取得が困難な場合は、インターネット等を活用し、同条件下での価格相場観が確認できる書類を競争見積書の代わりとして提出してください。

Q3. 【 申請期間 】

予算を超える申請があった場合、受付期間中に申請受付を締め切ることはありませんか？

A3. 受付期間中に締め切ることはありません。

予算を超えた場合、補助率を1/2以下とし、申請者全員に補助金が交付できるよう調整します。その後の申請受け付けは行いません。

Q4.【実績報告】

実績報告書の提出期限までに補助対象設備を設置できない等で手続きが間に合わない場合、期限延長はありますか？

A4. 原則、期限延長はできません。提出期限までに提出してください。
提出期限を過ぎた場合、補助金のお支払いができなくなることがあります。
国の了解が得られれば延長できる可能性はありますが、その確約はできません。

Q5.【申請回数】

申請は、1給油所1回だけですか？

A5. 1給油所につき1回のみです。
なお、1企業における複数給油所の申請は可能です。

Q6.【リース物件の買取り】

現在利用しているリース物件を買取った場合、補助対象となりますか？

A6. 対象となりません。
新規導入、買換えの場合が対象です。

資源エネルギー庁から消費税の表示方法についてのお願い

石油製品店頭価格の消費税表示方法について

消費税は平成26年4月より8%に引き上げられておりますが、その表示方法については、消費税法(昭和63年法律第108号)第63条に規定する総額表示義務の特例として、現に表示する価格が税込価格であると誤認されないための措置を講じているときに限り、税込価格を表示することを要しないもの等(※1)としています。

しかしながら、サービスステーション(SS)における価格表示が主として走行中の車の中にいる者を対象とするとの特性を有することから、一般消費者の価格誤認や流通の現場での混乱を防ぎ、事務負担を軽減する観点から、2021年(令和3年)3月31日までの特例期間においても、SSにおける価格表示については総額表示としてください。

本内容に関するお問い合わせ先
資源エネルギー庁石油流通課

機動的燃料供給体制等構築支援事業の補助事業に関するお問い合わせは、石油組合又は石油協会にお願いします。

※1 「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」(平成25年法律第41号)第10条